

## 答申第51号

### 県営住宅の収入申告書に関する文書の非開示決定（不存在）に係る異議申立てに対する決定

#### 栃木県情報公開審査会

##### 第1 審査会の結論

栃木県知事（以下「実施機関」という。）が、「平成21年度分収入申告書が条例の用紙と相違がある。その経緯がわかる文書」（以下「本件公文書」という。）について、非開示決定をしたことは妥当である。

##### 第2 異議申立人の主張要旨

###### 1 異議申立ての趣旨

異議申立人は、実施機関に対し、平成21年6月19日付けで、本件公文書の開示請求を行った。

実施機関は、本件公文書を保有していないことから、当該請求に対して、平成21年6月24日付けで、栃木県情報公開条例（平成11年栃木県条例第32号。以下「条例」という。）第11条第2項の規定に基づき非開示決定を行った。

本件異議申立ての趣旨は、この非開示決定について、その処分を取消し、明確な相違であるとの決定を求めるものである。

###### 2 異議申立ての理由等

異議申立人の異議申立書及び反論書（審査会としては、実施機関の開示決定等理由説明書に対する意見書の提出を求めたところ、異議申立人からは反論書として提出されたものである。）で主張している異議申立ての理由を要約すると、おおむね次のとおりである。

(1) 栃木県住宅供給公社（以下「公社」という。）栃木支所から配布された平成21年度分収入申告書（以下「本件申告書」という。）には、栃木県県営住宅条例施行規則（平成9年栃木県規則第21号）で定める別記様式第4号（以下「規則様式」という。）に記載されていない次のような文言が書かれているなどの相違点が見られる。そのような相違点の原因を究明して改善すべきである。

ア 本件申告書には「平成21年度分」と記載しているが、規則様式には記載がない。

イ 本件申告書には、栃木県知事の後に「福田富一」と記載しているが、規則様式には記載がない。

ウ 本件申告書には「連絡先電話番号」と記載しているが、規則様式には記載がない。

エ 本件申告書の前文の中には「平成20年」と記載しているが、規則様式には記

載がない。

オ 本件申告書には、氏名の上に「フリガナ」と記載しているが、規則様式には記載がない。

- (2) 本件申告書は、規則様式との相違があり、行政庁が行うと公文書改ざんの疑いがある。
- (3) 開示決定等理由説明書において、実施機関は、非開示決定をしたことは妥当である

ると記載しているが、妥当と判断したものを諮問するという行為は不明確である。実施機関で妥当と判断したのであれば、諮問せずに決定書を作成すべきである。

- (4) 実施機関と公社との間での物件の取引形態について明確にすべきである旨異議申立てをしている。しかしながら、この件について諮問していない。
- (5) 審査庁は、本件異議申立て事案を条例により対応しているが、本来、行政不服審査法にて対処すべきである。また、処分庁は、異議申立人に対して、文書を受理した日等について通知すべきである。さらに、処分庁は、異議申立書に対する答弁書を作成し、異議申立人に送達。異議申立人は、答弁書を確認し、答弁書に反論がある場合は、反論書にて処分庁に答弁を求めることになる。

### 第3 実施機関の主張要旨

実施機関の開示決定等理由説明書及び職員からの意見聴取における主張を要約すると、おおむね次のとおりである。

- (1) 異議申立人が指摘している記載とは、入居者の便宜を図り、また、実務上必要な年度、日付等を追記したものであり、本件公文書は存在せず、本件公文書は保有していないとして非開示決定をしたことは妥当である。
- (2) 県では、足利地区を除く県内県営住宅の管理、運營業務については、公社に管理委託しており、本件申告書は、管理委託の一環として、公社が印刷発注し、発注関係文書は公社が保管している。また、本件申告書を印刷するという協議は、口頭で行っている。
- (3) 公社で様式が変更できるような委託ではないため、当初、このように付け加えた時点で、県と公社では何らかの形で事務処理を行ったものと思う。しかし、様式にこのような記載が付け加えられたのは5年以上前のことであり、その内容が分かる文書は存在しないことを確認している。当該文書が既に廃棄されているのか、始めから作成されていないのかは、現時点では分からない。

### 第4 審査会の判断

#### 1 判断に当たったの基本的な考え方

条例は、地方自治の本旨にのっとり、県民に公文書の開示を請求する権利を保障することにより、県が県政に関し県民に説明する責務を全うするとともに、県民の県政への参加を推進し、もって一層公正で開かれた県政の実現に寄与することを目的に制定されたものであり、原則公開の基本理念の下に解釈し、運用されなけれ

ばならない。

当審査会は、この基本的な考え方に立って本件諮問事案を調査審議し、県民の公文書の開示を求める権利が侵害されることのないよう条例を解釈し、以下のとおり判断するものである。

## 2 具体的な判断

### (1) 対象公文書について

本件開示請求は、公社から異議申立人に対して配布された本件申告書と規則様式との間での相違点が生じた経緯が分かる文書を求めるというものである。

実施機関の説明によると、本件申告書は、管理委託の一環として、公社が、入居者の便宜を図るため、また、実務上必要な記載事項を規則様式に追記したものを印刷発注して、作成しているものであり、発注関係文書は公社で保管されている。

実施機関が本件公文書を保有していると言うには、当該記載事項に関して、実施機関と公社が協議した内容を記録した文書が作成され、あるいは、公社から文書で報告を受け、当該文書を、実施機関が、現に保管、保存していることが必要である。

この件に関して、実施機関は、例年、このような収入申告書を印刷するという協議は口頭で行っていると説明している。また、規則様式に実務上必要な記載事項が付け加えられた当初には、何らかの事務処理は行ったと思うとしながらも、その内容が分かる文書は存在しないことを確認しており、既に廃棄されているのか、あるいは、始めから作成されていないのかは、現時点では分からないと説明している。

規則様式を見分すると、確かに知事名及び年号を補充することを想定して作成された様式であり、実務上の必要性から、所定様式に必要な事項を書き加えることは、通常の業務では十分あり得ることである。そのため、公社が本件申告書を印刷、発注する際に、実施機関と文書による協議等を行う必要があるとまでは言えず、実施機関は、本件公文書を始めから作成していないことも、十分考えられるところである。

また、仮に、当初に県と公社との協議等がなされた文書が作成されたとしても、保存期間を過ぎたため、既に廃棄されたという可能性も否定できないものである。

このようなことから、本件公文書は作成していない、あるいは、既に廃棄したとして存在しないという実施機関の説明には、特段不自然、不合理な点があるとは認められない。

したがって、本件請求に対して、非開示決定をしたことは、妥当である。

### (2) その他の異議申立人の主張について

異議申立人は、「第2 異議申立人の主張要旨」2(2)から(5)についても主張しているが、これらは、本件異議申立てとは直接関係がないため、審査の対象とはならないものである。

## 3 結論

以上のことから、当審査会は冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

#### 4 審査会の処理経過

審査会の処理経過は、次のとおりである。

| 年 月 日                       | 処 理 内 容                  |
|-----------------------------|--------------------------|
| 平成21年 7月23日                 | ・ 諮問書の受理                 |
| 平成21年 8月 5日                 | ・ 開示決定等理由説明書の受理          |
| 平成21年 8月21日<br>( 第215回審査会 ) | ・ 審議 ( 経過等説明 )           |
| 平成21年 9月18日<br>( 第216回審査会 ) | ・ 実施機関の職員からの意見聴取<br>・ 審議 |
| 平成21年10月16日<br>( 第217回審査会 ) | ・ 審議                     |
| 平成21年11月30日<br>( 第218回審査会 ) | ・ 審議                     |
| 平成21年12月18日<br>( 第219回審査会 ) | ・ 審議                     |

#### 栃木県情報公開審査会委員名簿

(五十音順)

| 氏 名     | 職 業                | 備 考     |
|---------|--------------------|---------|
| 荒 井 雅 彦 | 弁護士                |         |
| 塚 本 純   | 宇都宮大学教授            | 会 長     |
| 野 澤 不二夫 | (社)栃木県商工会議所連合会専務理事 |         |
| 星 法 子   | 白鷗大学准教授            |         |
| 水 沼 富美男 | (株)とちぎテレビ代表取締役社長   | 会長職務代理者 |